

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

鈴鹿市立鈴西小学校

学校いじめ防止基本方針

鈴鹿市立鈴西小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識するとともに、学校教育全体を通じて「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、児童一人ひとりに徹底することが大切であるとともに、その発たち段階に応じた取組を系統的に実践することが求められています。

いじめを生まないためには、社会全体で児童生徒一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童に「自他の人権を守るために行動できる力」を育むことが重要です。また、教職員には、日々の学校生活の中で、「いじめを見抜く鋭い人権感覚」と「いじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢」を身に付けることが必要です。さらに、保護者をはじめとする大人も、いじめの問題に敏感になり、家庭や地域でいじめや差別のない社会づくりに寄与することが求められています。

いじめの問題には、学校、家庭、地域が一体となって児童を見守りながら、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起こった場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

本校では、鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、望ましい子ども像を目指して次のように基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意をもって取り組んでいきます。

2 いじめについての基本的な考え方

本校では、鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、望ましい子ども像を目指して次のように基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意をもって取り組んでいきます。

① 教職員は、いじめが行われなくなるように鋭い人権感覚をもって取り組みます。

いじめは、全ての児童に関係する問題であることを念頭に置き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員はいじめを見抜く鋭い人権感覚をもち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目標に取り組みます。

② 児童には、いじめの問題の重要性を理解させます。

全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることやいじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童が十分に理解できるように取り組みます。

③ いじめの問題に正しく向き合う児童を育みます。

全ての児童が一人ひとりの違いを理解し、相手を思いやり、自他の命を尊重する心を育むことにより、人権を尊重し共に支え合う力と、児童の主体的な活動を促す自立する力を育むことができるよう取り組みます。

④ 地域ぐるみで、いじめの問題に取り組めます。

いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、地域ぐるみで取り組みます。

3 いじめの定義ととらえ方

(1) いじめの定義

ア いじめのとらえ方

「いじめ」について次のように認識し、いじめの防止等の対策を推進します。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

- ・ いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・ いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であり、被害と加害が入れ替わる等、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・ いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ・ いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。

4 学校でのいじめ防止等のための対策

(1) 未然防止に向けて

ア 教職員を対象とした取組

教職員のいじめの問題への認識や自覚を深め、人権感覚を高めるため、計画的にいじめの問題への適切な対応方法等についての資質向上につながる校内研修を位置付けます。また、日頃から、児童と積極的に向き合い、定期的なアンケート調査の実施により、児童が示す変化や危険信号を見逃さず、児童がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組みます。

- ・ **すべての子どもが活躍できる授業作り**

たてわり班活動による探求的な学習や学び合い活動、レクリエーション活動により、お互いを思いやる心やコミュニケーション力も育成できる学習活動を計画的に行うとともに、授業、教材教具を工夫しすべての子どもが「わかる」「楽しい」と感じられる授業を行います。

- ・ **すべての子どもに大人の目が行き届く体制作り**

学級担任だけではなく、たてわり班や地区担当・専科や養護教諭など、学級学年の枠をこえ、全ての教職員が関わり、複数の目で子どもたちを見ていきます。

毎月の児童理解会議や毎週 2 回の打合せでの児童の情報交換等を行うとともに、普段から子どもたちの情報を全職員で共有できるように、職員間でも積極的に話をしていきます。

- ・ **すべての子どもに共通した学校・授業規律づくり**

「あいさつをする」「チャイムが鳴ったら着席する」「正しい姿勢で授業に臨む」など、授業規律を徹底し、安心できる環境を整えていきます。

イ 児童への育み

いじめに負けない、いじめを「ダメだ」と言える子どもたちの育成をめざします。

- ・ **友人関係・社会性などコミュニケーション力の育成**

自分のおもいを上手に伝えられる表現力、相手の考えやおもいを受け取る受容力、相手の身になって人の心を思いやる共感力を育てていきます。

- ・ **人権意識が高く、正義感のある「集団づくり」**

学校の教育活動全体を通じて、道徳教育・人権教育の充実を図る。良好な人間関係があるすべての児童が安心・安全に生活できる「集団づくり」に向け、日々の授業や行事等とともに高めあい、活躍できる場面を多く設定します。

- ・ **自己有用感の育成**

子どもが活躍できる授業や活動を通じて、できる・認められる喜びの場を日常的に作っていきます。

- ・ **子どもたちの主体的な活動の重視**

人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むため、たてわり班・通学班など異年齢交流を行っていきます。また、児童会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進していきます。

- ・ **情報モラル教育の推進**

子どもたちが、ネットの正しい利用とマナーについての情報を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的な指導を進めてい

きます。

(2) 早期発見及びいじめへの対処

ア 早期発見に向けた取組

- ・ いじめを許さない学校づくり，学級づくりを進め，児童が発する小さなサインを見逃すことが無いよう，日頃から児童理解に努めるとともに児童や保護者との信頼関係の構築に努めていきます。
- ・ 遊びやふざけ合いと思われるような些細な行動にも目を向け，教職員間での情報共有を図り，いじめを見過ごさず，積極的に認知するよう努めていきます。
- ・ いじめについてのアンケートを実施した際は，実施した日にアンケート内容を確認するなど，児童からのいじめの訴えに迅速に対処していきます。
- ・ インターネット等への誹謗中傷などの書き込みといった潜在化するいじめの問題には，児童及び保護者から，積極的な情報が得られるよう日頃からの協力体制信頼関係の構築に努めます。

イ 初期対応での取組

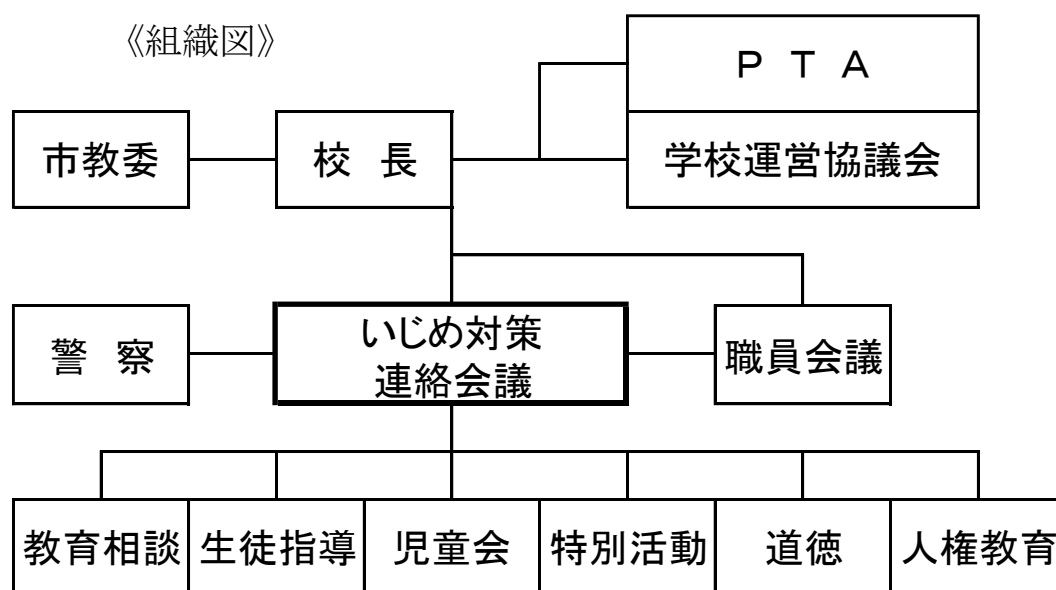
- ・ 児童本人やその友人，保護者などからいじめについての相談を受けた場合は，いじめを受けた児童の立場に立って，ていねいに聞き取りを行い，迅速に家庭とも連携しながら，必要な措置を講じます。その聞き取りは複数の教職員で行うことを基本とします。
- ・ 事実関係の究明には，いじめたとされる児童だけではなく，保護者や友人関係等からの情報収集も実施し，正確かつ迅速に把握するように努めます。
- ・ いじめを止めたりいじめを知らせたりといったいじめの問題への主体的な態度や行動については正當に評価し，正しい行動や正義が貫かれる学校風土作りに生かしていきます。また，相談内容については守秘義務を心得，個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行います。

ウ 児童への指導や支援

- ・ いじめであることが確認された場合，学校は直ちに，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，教職員が一体となって守り通す姿勢で臨みます。
- ・ いじめたとされる児童に対しては，人権尊重の視点に立ち，いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに，いじめの背景にも目を向け，必要に応じて心理や福祉等外部専門家の協力を得ながら，当該児童の成長を基本とした教育的支援を行います。
- ・ いじめの表面的な問題だけを把握することに留まらず，背景にあるかもしれない児童の複雑で多様な悩みや不安にも目を向け，問題の根本的な解決を図るよう努めます。

エ 組織的な対応

- いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、その内容にかかわらず迅速に管理職に報告し、全教職員で情報を共有し、組織的な対応を行います。
- いじめの問題には、基本的に次の対応方針で臨みます。
「情報の把握 → 管理職等への報告 → 初期対応の確認
→ 事実関係の把握 → 対応方針の決定・保護者への連絡
→ 指導・心のケア → 再発防止の検討・実践」
- いじめの問題は、全て市教育委員会に報告し、犯罪行為として取り扱われるべき、と認められる事案については、警察への相談や通報など関係機関と十分な連携を図ります。
- いじめの再発防止に向けては、そのいじめが解決したとみられる場合でも教職員の気づかないところで続いている場合もあるため、その後の学校生活の様子等について、周りの児童の協力も得ながら継続して十分な注意を払うとともに、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。
また、学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりについて見直す等、実態に応じた必要な指導や取り組みの改善を行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。



● 委員の構成

【学校教職員等】 管理職，生徒指導担当教員，教育相談担当教員，
養護教諭

【教職員等以外】 スクールカウンセラー等
その他，学校長が必要と認める者

オ 学校でのいじめの相談

- ・ 学校は、定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実を図ります。また、学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制を整えます。さらに、児童の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行い、いつでも誰でもが、いじめの相談を行うことができる体制を整えるとともに機能させます。

【鈴鹿市のいじめ相談窓口】

◆ いじめ SOS テレフォン	059-382-9250	(平日 9 時～17 時)
◆ いじめ SOS メール	ijime-sos@city.suzuka.lg.jp	
◆ 子ども人権相談	059-384-7422	(平日 9 時～17 時)
◆ 子ども家庭支援課相談窓口	059-382-9140	(平日 9 時～17 時)

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識 (いじめ防止対策推進法第 28 条)

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- | | |
|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 児童が自殺を企画した場合② 身体に重大な障害を負った場合③ 金品等に重大な被害を被った場合④ 精神性の疾患を発症した場合 | 等を想定しています。 |
|---|------------|

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応基本方針

重大事態が発生した場合は、市教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。

市教育委員会を通じてすみやかに市長へ重大事態発生の報告をする。

当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。

学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策連絡会議を調査の組織母体とします。

なお、その際には、市教育委員会が学校に対して必要な指導・助言を行います。

また、調査に当たっては、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとします。

なお、ここで行う調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、市教育委員会又は学校は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会や学校いじめ防止対策連絡会議等に対して積極的に資料を提供します。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、児童が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が市教育委員会又は学校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

なお、いじめられた児童の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

③ 児童の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保もしつつ、遺族の気もちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととします。

(3) 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたって、他の児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供します。

鈴西小学校 いじめが起こった場合のフロー図

